

平成 20(2008)年 3 月 7 日
独立行政法人 都市再生機構

平成 19 年度独立行政法人都市再生機構 事業評価監視委員会の開催等について

独立行政法人都市再生機構では、平成 20 年 2 月 29 日に平成 19 年度第 2 回事業評価監視委員会を開催しましたので、その開催概要等についてお知らせいたします。

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 業務企画部 事業監理室
(電話) 045-650-0384
本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当
(電話) 045-650-0887

——— 街に、ルネッサンス ———



UR 都市機構

平成 19 年度独立行政法人都市再生機構事業評価監視委員会の開催等について

1 平成 19 年度第 2 回事業評価監視委員会の開催概要

(1) 開催日等

- ① 日 時：平成 20 年 2 月 29 日（金） 14:00～16:30
- ② 開催場所：独立行政法人都市再生機構 新宿アイランドタワー 15 階大会議室

(2) 事業評価監視委員会委員

- ・ 巽 和 夫（委員長）（京都大学名誉教授）
- ・ 黒 川 洸（委員長代理）（東京工業大学名誉教授）
- ・ 高橋 潤二郎（委員長代理）（慶應義塾大学名誉教授）
- ・ 井 上 繁（委員）（常磐大学コミュニティ振興学部教授）
- ・ 岸 井 隆 幸（委員）（日本大学理工学部教授）
- ・ 小澤 紀美子（委員）（東京学芸大学教育学部教授）
- ・ 田中 順一郎（委員）（三井不動産株式会社常任相談役）
- ・ 奈良 道 博（委員）（弁護士）

なお、高橋委員長代理、小澤委員、田中委員は欠席されております。

(3) 議事

- ① 本委員会の審議内容等について
- ② 審議事項の説明
 - ・ 再評価実施事業の対応方針案について
霞ヶ丘団地第 I 期 2 ブロック …【別紙 1】(1) のとおり
 - ・ 事後評価実施事業の対応方針案等について
武蔵野緑町地区、南船場二丁目地区、丹波口駅地区、西宮北口駅北東地区
…【別紙 1】(2) のとおり
- ③ 審議
- ④ 報告
 - ・ 北仲通南地区（第 2 工区）
- ⑤ 意見具申
- ⑥ その他
 - ・ 都市再生事業実施に係る基準について（中間報告）

(4) 議事概要

- ① 本委員会の審議内容等について
今回の審議事項及び報告事項の概要について説明を行った。

② 審議事項の説明

- ・ 再評価実施事業の対応方針案について
再評価実施事業 1 件に関して、事業目的、事業の実施環境等の概要、対応方針案及び対応方針案決定の理由について、都市機構から説明した。
- ・ 事後評価実施事業の対応方針案等について
第 1 回委員会で抽出された事後評価実施事業 4 件に関して、事業目的、事業の実施環境等の概要、対応方針案（今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性の有無並びにその根拠）、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等（当該事業からの知見等）について、都市機構から説明した。

③ 審議及び意見具申（審議結果）

上記の説明が行われたのち、「再評価実施事業の対応方針案について」は【別紙 1 (1)】のとおり、また「事後評価実施事業の対応方針案等について」は【別紙 1 (2)】のとおり、意見具申があった。

④ 報告

- ・ 北仲通南地区（第 2 工区）について
都市機構から 19 年度第 1 回委員会において報告したところであるが、その後、横浜市より新市庁舎整備に関連して土地譲渡の依頼がなされるなど状況の変化があったことから、今後の方針等について改めて報告を行った。

⑤ その他

平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」の内容を踏まえて現在策定中の「都市再生事業実施に係る基準」について、中間報告を行った。

2 再評価実施事業及び事後評価実施事業の対応方針

（平成 20 年 3 月 6 日 都市機構にて決定）…【別紙 2】(1)、(2) のとおり

3 事業評価監視委員会提出資料等の公開

平成 20 年 3 月上旬を目途に都市機構支社等にて閲覧に付します。

以 上

【別紙 1】

平成 19 年度第 2 回事業評価監視委員会の審議の概要

(1) 再評価実施事業の対応方針案とそれに対する委員会の意見

地区名	所在地	対応方針案		左記に対する事業評価監視委員会の意見
			理由	
かすみがおかだんち 霞ヶ丘団地 第 I 期 2 ブロック 地区 〔建替事業〕	埼玉県 ふじみ野市	事業継続		対応方針案のとおり
		〔理由〕 ・ 居住者との折衝状況から最終事業区域を設定したことにより、当初計画から約 7 年の延長が見込まれるところであるが、建替事業完了に向けて、当該区域の戻り住宅の建設及び整備敷地譲渡を残すのみであり、着実に事業が進捗しているため。		

(2) 事後評価実施事業の対応方針案等とそれに対する委員会の意見

地区名	所在地	対応方針案等		左記に対する事業評価監視委員会の意見
むさしのみどりちょう 武蔵野緑町 地区 〔住宅市街地 総合整備事業〕 (建替事業)	東京都 武蔵野市	今後の事後評価の必要性	無 ・ 今回の事後評価により、当事業の目的を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できたため、今後の事後評価は必要としない。	対応方針案のとおり 従前居住者との協働により事業を推進するとともに、公営住宅及び高齢者施設の誘致などによって、地域の中核となる公共住宅団地への建替えを実現させたことは評価できる。
		改善措置の必要性	無 ・ 今回の事後評価により、当事業の目的である「敷地の高度有効利用」及び「居住水準の向上」等を達成し、事業の効果を発現していると認識できるため、改善措置は必要としない。	
		同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等 (当該事業からの知見等)	・ 当事業からの知見も含め、建替事業を行うに当たっては、高齢者など配慮が特に必要な者への居住の安定を図ることを重視し、公共団体との連携による少子高齢化に対応する福祉施設などを積極的に誘致していく。 ・ 更に、居住者の理解と協力が不可欠であるため、ワークショップを実施するなど居住者参加によるまちづくりについても積極的に実施していく。 ・ また、今後の建替事業に当たっては、ストックの集約化による余剰地において、公的利用の促進、民間事業者を活用した多様なまちづくりに努める。	

<p>みなみせんばにちようめ 南船場二丁目 地区 〔都心共同住宅 供給事業〕 (住宅建設事業)</p>	<p>大阪市 中央区</p>	<p>今後の事後 評価の必要性</p>	<p>無 ・今回の事後評価により、当事業の目的を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できたため、今後の事後評価は必要としない。</p>	<p>対応方針案のとおり</p> <p>行政及び民間と連携して衰退した船場地域を活性化する取り組みを行い、都市再生のモデル的な事業として成功させたことは評価できる。</p>
		<p>改善措置 の必要性</p>	<p>無 ・事業により、在宅ワーク型住宅の供給を実施し、都心居住の推進が図られており、事業目的を達成していると認識できるため、改善措置は必要としない。</p>	
		<p>同種事業の 計画・調査の あり方や事業 評価手法の見 直しの必要性 等 (当該事業か らの知見等)</p>	<p>・上位計画に基づき都心居住モデルの形成に寄与した当地区の事業実施が、地区全体の活性化の契機になったことを踏まえ、今後も地区の特性や整備課題を踏まえた民間誘導を中心とした取り組みを実施していくように努める。</p>	
<p>たんばぐちえき 丹波口駅地区 〔土地区画整理 事業〕 (都市機能更新 型)</p>	<p>京都市 下京区</p>	<p>今後の事後 評価の必要性</p>	<p>無 ・今回の事後評価により、当事業の目的を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できたため、今後の事後評価は必要としない。</p>	<p>対応方針案のとおり</p>
		<p>改善措置 の必要性</p>	<p>無 ・事業により、基盤施設の整備及び土地利用の転換が図られ、都市機能の更新がされており、目的を達成していると認識できるため、改善措置は必要としない。</p>	
		<p>同種事業の 計画・調査の あり方や事業 評価手法の見 直しの必要 性等 (当該事業か らの知見等)</p>	<p>・国による国道9号の拡幅整備・公共施設管理者負担金の導入や市による近隣公園の整備・公共施設管理者負担金の導入など、国や市と役割分担することにより事業リスクの低減が図られたこと、及び、京都リサーチパーク事業など民間と事業初期段階から連携することにより早期に事業効果を発現することができたことは、今後のリスクが大きく民間のみでは事業実施が困難な事業や民間投資を誘導する事業への知見となる。</p>	

<small>にしのみやきたぐちえき</small> 西宮北口駅 <small>ほくとう</small> 北東地区 [市街地再開発事業]	兵庫県 西宮市	今後の事後評価の必要性	無 ・今回の事後評価により、当事業の目的を達成し、事業の効果を発現していることが十分に確認できたため、今後の事後評価は必要としない。	対応方針案のとおり 震災復興事業として機構の有する組織力・技術力を被災地に集中的に投入し、迅速に事業を完遂させたことは評価できる。
		改善措置の必要性	無 ・震災による壊滅的な被害を受けた当地区において、迅速かつ円滑な公共施設整備、権利者生活再建、商業の活性化等がなされており、目的を達成していると認識できるため、改善措置は必要としない。	
		同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等 (当該事業からの知見等)	・当事業は、阪神・淡路大震災という非常時において、公共団体との連携のもと、機構のノウハウ・機動力を活用して多数の権利者の早期の生活再建を図ったものであり、今後起こりうる大規模都市型災害発生後の復興事業の迅速な推進のために、ノウハウの継承及び蓄積に努める。	

【別紙 2】

(1) 再評価実施事業の対応方針

地区名	事業手法等	対応方針
霞ヶ丘団地 第 I 期2ﾌﾟﾛｯｸ地区	建替事業	事業継続

(2) 事後評価実施事業の対応方針

地区名	事業手法等	対応方針	
		今後の事後評価の必要性	無
武蔵野緑町地区	住宅市街地総合整備事業 (建替事業)	今後の事後評価の必要性	無
		改善措置の必要性	無
南船場二丁目地区	都心共同住宅供給事業 (住宅建設事業)	今後の事後評価の必要性	無
		改善措置の必要性	無
丹波口駅地区	土地区画整理事業 (都市機能更新型)	今後の事後評価の必要性	無
		改善措置の必要性	無
西宮北口駅北東地区	市街地再開発事業	今後の事後評価の必要性	無
		改善措置の必要性	無

以上